



県章

# 山形県公報

令和元年9月27日(金)

第42号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県行政組織規則等の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……504
- 山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則……………(若者活躍・男女共同参画課) ……同
- 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会 計 局) ……505

### 訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……同

### 告 示

- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………( 同 ) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……506
- 地域登録検査機関の登録の更新……………( 同 ) ……511
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……513
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………( 同 ) ……514
- 土地改良区の役員の就任の届出……………( 同 ) ……515
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 同……………( 同 ) ……516
- 同……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……517
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 西藏王公園の利用料金……………( 同 ) ……同
- 悠創の丘の利用料金……………( 同 ) ……518
- 健康の森公園の利用料金……………( 同 ) ……519
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金……………( 同 ) ……同
- 山形県総合運動公園の利用料金……………( 同 ) ……521
- 中山公園の利用料金……………( 同 ) ……535
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……540
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……同
- 洪水浸水想定区域の指定……………(河 川 課) ……同
- 庄内空港緩衝緑地の利用料金……………(空港港湾課) ……541
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……543
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………( 同 ) ……544
- 同……………( 同 ) ……同

企業局関係

告示

○県民ゴルフ場の利用料金..... 同

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... (最上総合支庁総務課) ...545

○屋外広告物講習会の実施..... (県土利用政策課) ... 同

○県営住宅入居者の一般公募..... (村山総合支庁建築課) ...546

規 則

山形県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号

山形県行政組織規則等の一部を改正する規則

(山形県行政組織規則の一部改正)

第1条 山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第13条第9号へ中「及び自動車取得税」を「の環境性能割及び自動車税の種別割」に改める。

第22条第1号レを次のように改める。

レ 県証紙に関すること(税政課で所掌するものを除く。)

第33条第2号イ中「県税」を「県税その他の徴収金」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

(職員の駐在制度に関する規則の一部改正)

第2条 職員の駐在制度に関する規則(昭和41年3月県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税の環境性能割及び自動車税の種別割」に改める。

(山形県県税規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 山形県県税規則等の一部を改正する規則(平成29年3月県規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 第1条の規定による改正後の山形県県税規則(以下「新規則」という。)第2条第2項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項及び第2項、第19条、第21条第2項、第33条、第41条の3、第41条の6第1項、第41条の15、第41条の16並びに第42条第1項第1号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割並びに平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第24号

山形県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

山形県青少年健全育成条例施行規則(昭和54年8月県規則第53号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号(裏)中「抜すい」を「抜粋」に、「(5)」を「(5)携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所(6)」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第25号****山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第12条中「100分の3.24」を「100分の3.3」に改める。

別記様式第14号中  $\frac{3.24}{100}$  を  $\frac{3.3}{100}$  に改める。

**附 則**

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

**訓 令****山形県訓令第2号**

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令**

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2会計局の項会計課の項県証紙に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「自動車取得税及び自動車税証紙」を「山形県行政組織規則第13条第9号へに規定する証紙」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

**告 示****山形県告示第302号**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.27%」を「年1.28%」に、「年0.87%」を「年0.88%」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年8月20日から適用する。
- 令和元年8月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第303号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.27パーセント」を「年1.28パーセント」に、「年1.07パーセント」を「年1.08パーセント」に、「年0.87パーセント」を「年0.88パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和元年8月20日から適用する。
- 2 令和元年8月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第304号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

天童市農業協同組合  
代表理事組合長 金平 芳己  
天童市老野森二丁目1-1

- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
齋藤 紀男 山形市大字風間1116-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和元年9月17日
五十嵐 博 天童市大字高揃南93 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
須藤 誠市 天童市大字川原3028-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
有路 雅樹 北村山郡大石田町大字大石田乙67-2 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
押野 哲哉 天童市大字高揃北199 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
鈴木 康裕 天童市大字寺津251 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
須藤 桂 天童市大字川原3076 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
武田 友彰 天童市大字荒谷76 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山口 輝 天童市小路二丁目2-47 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

狩野 徹 山形市高原町241 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
須藤 徹 天童市小関二丁目4-18 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
	滝口 翔平 天童市大字山口4059-1 玄米、小麦、大豆、そば	
	松浦 英輝 西村山郡河北町谷地字東330-8 玄米、小麦、大豆、そば	

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 庄内たがわ農業協同組合  
 代表理事組合長 黒井 徳夫  
 鶴岡市上藤島字備中下3-1
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
叶野 浩 鶴岡市羽黒町玉川字玉川80 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和元年9月17日
菖蒲 孝夫 東田川郡庄内町家根合字沼田29 玄米、大豆	同 左		
石川 輝紀 鶴岡市小中島字猫作68 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
日向 一也 鶴岡市三和字街道下63-6 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
大滝 尚 東田川郡三川町大字東沼字村岸7 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左		
齋藤 正之 鶴岡市羽黒町後田字柳原48 玄米、大豆、そば	同 左		
齋藤 和博 鶴岡市羽黒町野荒町字北田12-4 玄米、大豆、そば	同 左		
成澤 順 鶴岡市渡前字白山前16 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
小林 卓史 鶴岡市稲生町4-46 玄米、大豆、そば	同 左		

今井 俊 鶴岡市羽黒町川代字向山171 玄米、大豆、そば	同 左
野尻 秀一 鶴岡市越沢乙44 玄米、大豆、そば	同 左
清野 清晃 鶴岡市大網字中田63 玄米、大豆	同 左
阿部 正 東田川郡庄内町狩川字西田113-11 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
皆川 裕一 東田川郡三川町大字土口字村西92 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 誠 鶴岡市蛸井興屋字大槻東78 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
梅津 茂雄 東田川郡三川町大字横川字家岸124 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
佐藤 俊喜 鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-21 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
山木 均 酒田市落野目字杉之崎6 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
鈴木 繁則 鶴岡市羽黒町上野新田字中台24 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
本間 悟 東田川郡三川町大字東沼字村岸23 玄米、小麦、大豆	同 左
加藤 修 鶴岡市宝徳字西鴨田4 玄米、大豆、そば	同 左
五瓶 正人 鶴岡市羽黒町町屋字村中65 玄米、大豆、そば	同 左
菅原 剛 鶴岡市新屋敷字前田元84 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
五十嵐 順 鶴岡市大山二丁目59-23 玄米、小麦、大豆、そば	同 左

大井 広明 東田川郡三川町大字加藤字赤田16 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 正春 鶴岡市羽黒町手向字百々目木73- 144 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 慶和 東田川郡三川町大字押切新田字瀧 4-14 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
庄司 学 東田川郡三川町大字横川字家岸 113 玄米、大豆	同 左
高橋 健児 東田川郡庄内町大野字太農28 玄米、大豆、そば	同 左
山口 龍士 鶴岡市昭和町9-22 玄米、大豆、そば	同 左
池田 直史 鶴岡市谷地興屋字村中13 玄米、大豆、そば	同 左
小田 一貴 鶴岡市茅原町1-34 玄米、大豆、そば	同 左
阿部 仁 東田川郡三川町大字横山字西田23 玄米、大豆、そば	同 左
森 悠一 鶴岡市梳代字西野157 玄米、大豆、そば	同 左
遠藤 貞吉 鶴岡市黒川字上の山142 玄米、大麦、大豆、そば	同 左
板垣 涉 鶴岡市長沼上新田91 玄米、大豆、そば	同 左
門脇 勝広 鶴岡市大塚町15-21-3 玄米、大豆、そば	同 左
高橋 徹 東田川郡三川町大字土口字村西98 玄米、大豆、そば	同 左
今野 今人 鶴岡市大網字中田46 玄米、大豆、そば	同 左

鈴木 重昭 鶴岡市羽黒町手向字手向161-1 玄米、大豆、そば	同 左	
大滝 正人 東田川郡三川町大字成田新田甲1 玄米、大豆、そば	同 左	
藪田 凌也 酒田市宮野浦三丁目22-11 玄米、大豆、そば	同 左	
佐藤 務 東田川郡三川町大字猪子字旭谷内 283 玄米、大豆、そば	同 左	
	伊藤 隆 鶴岡市中楯4 玄米、大豆、そば	

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社野川ファーム  
代表取締役社長 野川 晶弘  
天童市万代1-2
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
伊藤 博美 天童市芳賀タウン北一丁目1-28 もみ、玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和元年9月17日 (大沼正人に係るものについては同年5月20日)
細谷 浩司 東根市大字羽入1715-8 玄米	同 左		
岡崎 直人 西村山郡河北町谷地庚1104 玄米	同 左		
高橋 清信 酒田山下青沢字山添175 玄米	同 左		
加藤 宙 酒田市松原南14-7 玄米	同 左		
山口 敏春 宮城県仙台市青葉区上愛子字蛇台原52-43 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
深瀬 和浩 東根市本丸北一丁目6-12 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
菊地 輝久 山形市大字向新田字向野276-2 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		



鈴木 祐次郎 山形市あけぼの一丁目6-25 シャルムAKEBONO101 飼料用もみ、玄米	同 左
大沼 正人 東田川郡庄内町西袋字村立52 飼料用もみ、玄米	
村上 大輔 東田川郡庄内町廿六木字三百地77-1 飼料用もみ、玄米	同 左
阿部 久栄 東村山郡中山町大字長崎6118-46 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左
吉田 政宏 山形市七日町一丁目4-47 シティタワー山形七日町1805 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左
堀子 陽一 東根市神町東一丁目4-14-7 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左
管 祐一郎 西村山郡河北町谷地字砂田233-4 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左
卯月 博英 寒河江市西根一丁目2-3 玄米	同 左
林郷 祐大 山形市清住町二丁目8-46 玄米	同 左
	後藤 竜也 山形市円応寺22-4 玄米
	石川 智文 鶴岡市野田目字砂田56 玄米
	柴田 嘉也 新庄市大字泉田字泉田295 玄米
	鈴木 翔 西村山郡大江町大字左沢966-5 玄米

山形県告示第305号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和元年9月13日  
35
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形市農業協同組合  
代表理事組合長 大山 敏弘  
山形市幸町18-20
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	備考
甲谷 憲一	山形市吉原一丁目1-17	玄米	国内産農産物に限る。
鈴木 公俊	山形市肴町3-12	玄米	
伊藤 俊則	東村山郡中山町長崎224-20	玄米	
安孫子 誉晃	寒河江市船橋町8-10	玄米	

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和元年9月13日  
36
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社本間農産  
代表取締役 本間 裕清  
東根市大字野田71
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- (4) 登録の区分  
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	備考
本間 裕清	東根市大字野田71	玄米	国内産農産物に限る。
本間 裕典	東根市大字野田71	玄米	

- 3 (1) 登録年月日及び登録番号  
令和元年9月13日  
37
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 有限会社天野商店  
 代表取締役 天野 喜一  
 東根市中央東三丁目4-23
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類  
 国内産玄米
- (4) 登録の区分  
 品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域  
 山形県
- (6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
天 野 正 樹	東根市中央東二丁目6-72	玄米	国内産農産物に限る。
天 野 真 理	東根市中央東二丁目6-72	玄米	

**山形県告示第306号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、龍湖土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	堀 利 光	山形市蔵王温泉34番地
同	草 苺 健 一	同 蔵王堀田397番地
同	武 田 尚 明	同 蔵王上野44番地
同	池 野 勇 男	同 1588番地の1
同	高 橋 伊 三 雄	同 1063番地の1
同	井 上 善 弘	同 蔵王半郷60番地
同	池 野 衛	同 南半郷53番地の2
監 事	荒 井 茂 雄	同 蔵王上野12番地
同	鈴 木 定 美	同 蔵王半郷7番地

**山形県告示第307号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、龍湖土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	堀利光	山形市蔵王温泉34番地
同	草苺久一郎	同 蔵王堀田10番地
同	武田尚明	同 蔵王上野44番地
同	池野勇男	同 1588番地の1
同	高橋伊三雄	同 1063番地の1
同	荒井正広	同 蔵王半郷48番地
同	池野衛	同 南半郷53番地の2
監事	堀川澄雄	同 蔵王上野78番地
同	浅岡幸二	同 蔵王半郷12番地

## 山形県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西川町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和元年9月27日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	設楽則夫	西村山郡西川町大字睦合丙272番地の1
同	工藤正章	同 吉川1123番地
同	渋谷健悦	同 大井沢176番地
同	土田信太郎	同 吉川368番地
同	志田信也	同 大井沢849番地乙
同	高橋辰吉	同 吉川939番地
同	阿部栄蔵	同 646番地
監事	後藤寿彦	同 1117番地
同	高橋正雄	同 724番地
同	佐藤歳雄	同 睦合丙158番地

## 山形県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西川町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	工 藤 正 章	西村山郡西川町大字吉川1123番地
同	高 橋 辰 吉	同 939番地
同	渋 谷 健 悦	同 大井沢176番地
同	佐 藤 揚 一 郎	同 睦合丙209番地
同	高 橋 春 二	同 吉川985番地
同	志 田 信 也	同 大井沢849番地乙
同	荒 木 勝 利	同 吉川493番地
監 事	後 藤 寿 彦	同 1117番地
同	高 橋 正 雄	同 724番地
同	佐 藤 歳 雄	同 睦合丙158番地

## 山形県告示第310号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

上市市狸森字会沢1092、1092-1から1092-6まで、1093、1093-1、1094、1097-1、1097-4、1100-2から1100-5まで、1109-1、1109-2、1743、1762、1783、字北会沢1112、字内坪沢1084、1084-1、1084-3、1084-4、1088、1088-1から1088-3まで、1090、1090-2、1090-3、1091、1091-1から1091-4まで、1749、1749-1、1760（次の図に示す部分に限る。）、1818

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字会沢1092-3、1092-6、字内坪沢1090-3、1091-2、1091-4（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び上山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第311号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡西川町大字大井沢字仁川3216、3220-1、3221、3223-1、3223-2、3224-1、3224-3、3225-2から3225-5まで、3226、3228、3337、3339、3343、3343-1から3343-3まで、3344、3345、3345-1から3345-5まで、3346（次の図に示す部分に限る。）、3347-4、3347-5、3408-1、字山葵島3348-1、3408-2、字大頭森3574-2

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字仁川3346（次の図に示す部分に限る。）

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第312号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 保安林予定森林の所在場所

米沢市赤芝町字玉ノ木平2443、長峯2444-1、上仏沢2445、下仏沢2446、笹野越2447、五郎貝沼2448、東柳2449、大柳沢2450、小柳沢2451、茂出漆2452、折目2455、本沢2457

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第313号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和元年9月27日から同年10月11日まで縦覧に供する。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童停車場若松線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字山元字若松2022番1から 同 2337番1まで	旧	13.0メートル } 4.4	189メートル
同 上	新	14.4メートル } 9.5	同 上

**山形県告示第314号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和元年9月27日から同年10月11日まで縦覧に供する。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 上山七ヶ宿線
- 2 供用開始の区間 上山市長清水一丁目1273番5から  
同 1273番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年9月27日

**山形県告示第315号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和元年9月27日から同年10月11日まで縦覧に供する。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童停車場若松線
- 2 供用開始の区間 天童市大字山元字若松2022番1から  
同 2337番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年9月27日

**山形県告示第316号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、西蔵王公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	730円

条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和3年3月31日まで

山形県告示第317号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、悠創の丘の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル 1日につき	1,770円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

施 設	区 分	利 用 料 金				
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで		
展示研修施設	展示室1	入場料金を領収しない場合	展示の目的で使用する場合	570円	760円	1,520円
			上記以外の場合	1時間当たり 190円		
	入場料金を領収する場合	展示の目的で使用する場合	2,250円	3,000円	6,000円	



			上記以外の場合	1 時間当たり 750円		
展示室 2	入場料金を領収しない場合		展示の目的で使用する場合	390円	520円	1,040円
			上記以外の場合	1 時間当たり 130円		
	入場料金を領収する場合		展示の目的で使用する場合	1,650円	2,200円	4,400円
			上記以外の場合	1 時間当たり 550円		
研修室				1 時間当たり 420円		

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和5年3月31日まで

山形県告示第318号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、健康の森公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和4年3月31日まで

山形県告示第319号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	都市公園の建屋内の面積が45平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合	1時間につき	310円
		1日につき	3,100円
	都市公園の建屋内の面積が49平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合	1時間につき	340円
		1日につき	3,400円
上記以外の場合		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円

備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 都市公園の建屋内の区切られた部分の使用時間は、午前8時から午後6時までとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

施 設	区 分		利 用 料 金	
スケートパーク	全部を単独で使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり 10,290円
			上記以外の場合	1日当たり 20,580円
	上記以外の場合	回数券による使用の場合	児童生徒等が使用する場合	1人12回当たり 1,300円
			上記以外の場合	1人12回当たり 2,600円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1日当たり 130円
			上記以外の場合	1人1日当たり 260円
グラウンド・ゴルフ場	全部を単独で使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合	最初の4時間までにつき2,050円とし、以後1時間ごとに510円を加算した額
			上記以外の場合	最初の4時間までにつき4,100円とし、以後1時間ごとに1,020円を加算した額

	上記以外の場合	シーズン券による使用の場合	児童生徒等が使用する 場合	1人当たり 2,500円
			上記以外の場合	1人当たり 5,000円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する 場合	1人1日当たり 50円
			上記以外の場合	1人1日当たり 100円
多目的広場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		最初の4時間までにつき 1,020円とし、以後1時間ごとに250円を加算した額
		上記以外の場合		最初の4時間までにつき 2,060円とし、以後1時間ごとに510円を加算した額

備考

- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 回数券及びシーズン券の有効期限は、発行年の最終開場日までとする。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和5年3月31日まで

山形県告示第320号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合		1広告物1平方メートル1日につき
	陸上競技場に常時広告物を表示する場合	メインスタンド観覧席最上部フェンス	1広告物1平方メートル1年につき
		メインスタンド観覧席ゲート上部	1広告物1平方メートル1年につき

	フィールドゲート上部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき
--	------------	-----------------------

備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 使用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ いちねんパスによる使用の場合

施設	区分	利用料金
陸上競技場（主要施設及び雨天走路に限る。） サブグラウンド	児童生徒等が使用する場合	1人当たり 7,100円
	上記以外の場合	1人当たり 14,200円

(注) 陸上競技場（主要施設に限る。）は、12月1日から翌年の3月31日までの期間に限り使用することができる。

ロ 上記以外の場合

(イ) 主要施設の利用料金

a b 以外の場合

施設		区分		利用料金
陸上競技場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 1,040円
			上記以外の場合	1時間当たり 2,080円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 2,080円
			上記以外の場合	1時間当たり 4,160円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 10,390円
			入場料金を領収する場合	1日当たり最高入場料金の250人分に相当する額（その額が41,550円に使用時間数を乗じて得た額に満たない場合は、1時間当たり41,550円）
		21人以上の団体で使用する場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 50円

		上記以外の場合		21人以上の団体で使用する場 合	1時間当たり 2,080円		
				回数券による使用の場合	1人11時間当たり 1,000円		
				上記以外の場合	1人1時間当たり 100円		
サブグラ ウンド	全部を単 独で使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場 合			1時間当たり 490円		
		上記以外の場合			1時間当たり 980円		
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用する場 合	10人以上の団体で使用する場 合	10人以上の団体で使用する場 合	1人1時間当たり 490円		
				回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円		
				上記以外の場合	1人1時間当たり 50円		
		上記以外の場合	10人以上の団体で使用する場 合	10人以上の団体で使用する場 合	1人1時間当たり 980円		
				回数券による使用の場合	1人11時間当たり 1,000円		
				上記以外の場合	1人1時間当たり 100円		
	総合体育 館	アリーナ	全部を単 独で使用 する場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当たり 1,200円
						上記以外 の場合	1時間当たり 2,400円
入場料金を領 収する場合					児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当たり 2,440円	
					上記以外 の場合	1時間当たり 4,880円	
			アマチュア スポーツ以 外の用途に 使用する場 合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 12,170円		
入場料金を領収する場合				1時間当たり 48,690円			
半面を単 独で 使用する 場合			児童生徒等のみが使用する場 合			1時間当たり 600円	
			上記以外の場合			1時間当たり 1,200円	
4分の1面 を単 独で 使用 する 場合			児童生徒等のみが使用する場 合			1時間当たり 300円	
			上記以外の場合			1時間当たり 600円	
上記以外 の場合	児童生徒等が使用する場 合			1人1時間当たり 30円			
	上記以外の場合			1人1時間当たり 60円			

サブアリーナ	全部を単独で使用する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 440円
				上記以外の場合	1時間当たり 880円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 930円
				上記以外の場合	1時間当たり 1,860円
		アマチュアスポーツ以外 の用途に使用する 場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,620円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 18,470円
	半面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合			1時間当たり 220円
		上記以外の場合			1時間当たり 440円
	4分の1面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合			1時間当たり 110円
		上記以外の場合			1時間当たり 220円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する 場合			1人1時間当たり 30円
		上記以外の場合			1人1時間当たり 60円
柔道場	全部を単独で使用する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 460円
				上記以外の場合	1時間当たり 920円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 930円
				上記以外の場合	1時間当たり 1,860円
		アマチュアスポーツ以外 の用途に使用する 場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,620円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 18,470円
	半面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合			1時間当たり 230円
		上記以外の場合			1時間当たり 460円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する 場合			1人1時間当たり 20円

			上記以外の場合		1人1時間当たり 40円
剣道場	全部を単 独で使 用する 場合	アマチュ アスポ ーツに 使用す る場 合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当たり 460円
				上記以外 の場合	1時間当たり 920円
			入場料金を領 収する場合	児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当たり 930円
				上記以外 の場合	1時間当たり 1,860円
	アマチュ アスポ ーツ以 外の用 途に 使用す る場 合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,620円	
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 18,470円	
	半面を単 独で使 用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 230円
		上記以外 の場合			1時間当たり 460円
	上記以外 の場合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 20円
		上記以外 の場合			1人1時間当たり 40円
屋内プ ール	全部を単 独で使 用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 2,020円
		上記以外 の場合			1時間当たり 4,040円
	半面を単 独で使 用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 1,010円
		上記以外 の場合			1時間当たり 2,020円
	上記以外 の場合	児童生徒等 が使用す る場 合	回数券による使用の場合		1人11回当たり 1,400円
			上記以外 の場合		1人1回当たり 140円
		上記以外 の場合	回数券による使用の場合		1人11回当たり 2,800円
			上記以外 の場合		1人1回当たり 280円
テニスコ ート		児童生徒等のみが使用する場合			1面1時間当たり 270円
		上記以外 の場合			1面1時間当たり 540円
屋外プ ール	レクリ エーシ ョン プ ール	児童生徒 等が使 用する 場合	20人以上の団体で使用する場合		1人1回当たり 260円
			上記以外 の場合		1人1回当たり 320円

	50メートルプール	上記以外の場合	20人以上の団体で使用する場合	1人1回当たり 520円
			上記以外の場合	1人1回当たり 640円
		全部を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,840円
			上記以外の場合	1時間当たり 3,680円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1回当たり 100円
			上記以外の場合	1人1回当たり 200円
サッカー場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 530円	
	上記以外の場合		1時間当たり 1,060円	
ラグビー場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 530円	
	上記以外の場合		1時間当たり 1,060円	
野球場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 530円	
	上記以外の場合		1時間当たり 1,060円	
運動広場	全部を使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 380円	
		上記以外の場合	1時間当たり 760円	
	半面を使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 190円	
		上記以外の場合	1時間当たり 380円	
第2運動広場	全部を使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 520円	
		上記以外の場合	1時間当たり 1,040円	
	半面を使用 する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 260円	
		上記以外の場合	1時間当たり 520円	
第3運動 広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 530円	
		上記以外の場合	1時間当たり 1,060円	
	広場2	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 530円	
		上記以外の場合	1時間当たり 1,060円	



屋内多目的コート	全部を単独で使用する 場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 1,920円
				上記以外の場 合	1時間当たり 3,840円
			入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 3,860円
				上記以外の場 合	1時間当たり 7,720円
		アマチュア スポーツ以 外の用途に 使用する場 合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 19,310円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 77,220円
	4分の3面 を単独で使 用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,440円	
		上記以外の場合		1時間当たり 2,880円	
	3分の2面 を単独で使 用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,280円	
		上記以外の場合		1時間当たり 2,560円	
	半面を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 960円	
		上記以外の場合		1時間当たり 1,920円	
	3分の1面 を単独で使 用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 640円	
		上記以外の場合		1時間当たり 1,280円	
4分の1面 を単独で使 用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 480円		
	上記以外の場合		1時間当たり 960円		
上記以外の 場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 40円		
	上記以外の場合		1人1時間当たり 80円		

b 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）を提示して個人で利用する場合

施 設	区 分	利 用 料 金
陸上競技場	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合 1人11時間当たり 200円
		上記以外の場合 1人1時間当たり 20円

		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円	
			上記以外の場合	1人1時間当たり 50円	
サブグラウンド	児童生徒等が使用する場合		回数券による使用の場合	1人11時間当たり 200円	
			上記以外の場合	1人1時間当たり 20円	
	上記以外の場合		回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円	
			上記以外の場合	1人1時間当たり 50円	
総合体育館	アリーナ	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 10円	
		上記以外の場合		1人1時間当たり 30円	
	サブアリーナ	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 10円	
		上記以外の場合		1人1時間当たり 30円	
	柔道場	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 10円	
		上記以外の場合		1人1時間当たり 20円	
	剣道場	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 10円	
		上記以外の場合		1人1時間当たり 20円	
	屋内プール	児童生徒等が使用する場合		回数券による使用の場合	1人11回当たり 700円
				上記以外の場合	1人1回当たり 70円
		上記以外の場合		回数券による使用の場合	1人11回当たり 1,400円
				上記以外の場合	1人1回当たり 140円
屋外プール	レクリエーションプール	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 160円	
		上記以外の場合		1人1回当たり 320円	
	50メートルプール	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 50円	
		上記以外の場合		1人1回当たり 100円	

(ロ) 附属施設及び器具の利用料金

a b以外の場合

区 分			単 位	利 用 料 金	
				アマチュアスポーツに使用する 場合	アマチュアスポーツ以外の 用途に使用する 場合
陸上競技場	トレーニング室	児童生徒等が使用する 場合	1人 1時間につき	50円	
		上記以外の場合		100円	
	雨天走路	児童生徒等が使用する 場合	1人 1時間につき	40円	
		上記以外の場合		90円	
	会議室		1室 1時間につき	160円	
	温水シャワー		1回につき	110円	
	放送設備		1時間につき	430円	860円
	運動用具（陸上競技用具を除く。）		1競技一式 1時間につき	100円	
	陸上競技用具		1品 1時間につき	20円	
			一式 1時間につき	1,850円	
	夜間照明施設		1,500ルクスの照明 1時間につき	32,000円	160,010円
			1,000ルクスの照明 1時間につき	21,340円	106,660円
			750ルクスの照明 1時間につき	16,010円	80,010円
			300ルクスの照明 1時間につき	6,400円	32,000円
150ルクスの照明 1時間につき			3,200円	16,010円	
電光掲示板	入場料金を領収 しない場合	1時間につき	5,970円	9,910円	
	入場料金を領収 する場合		9,910円	17,780円	
サブグラウンド	運動用具（陸上競技用具を除く。）		1競技一式 1時間につき	100円	
	陸上競技用具		1品 1時間につき	20円	

				一式 1時間につき	1,500円	
総合体育館	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	500円	
			上記以外の場合	1人 1時間につき	50円	
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	1,000円	
			上記以外の場合	1人 1時間につき	100円	
	体力測定室	児童生徒等が使用する場合		1人 1回につき	60円	
		上記以外の場合			110円	
	合宿所	児童生徒等が使用する場合		1人 1泊につき		460円
		上記以外の場合				940円
	浴室	回数券による使用の場合		1人 11回につき		1,100円
		上記以外の場合		1人 1回につき		110円
温水シャワー			1回につき		110円	
洗濯機			1回につき		100円	
衣類乾燥機			1回につき		100円	
大会議室	1室を単独で使用する場合		1時間につき		320円	
	2分の1室を単独で使用する場合				160円	
会議室			1室 1時間につき		140円	
和会議室			1室 1時間につき		150円	
大会議室の放送設備			1時間につき		30円	
アリーナ	展示ロビー	入場料金を領収しない場合	1時間につき		140円	
		入場料金を領収する場合			590円	
	ホワイエ	入場料金を領収しない場合	1時間につき		390円	
		入場料金を領収する場合			1,550円	
	会議室A 1		1室 1時間につき		140円	

会議室A 2		1 室 1 時間につき		140円
会議室A 3		1 室 1 時間につき		60円
会議室A 4		1 室 1 時間につき		120円
舞台音響設備		1 時間につき	1,030円	2,060円
放送設備		1 時間につき	430円	860円
得点表示板		1 時間につき	270円	
バスケットボール用具		一式 1 時間につき	140円	
バレーボール用具		一式 1 時間につき	50円	
バレーボール用タラフレックスコート		一式 1 時間につき	220円	
テニス用具	シートを使用する場合	一式 1 時間につき	160円	
	上記以外の場合	一式 1 時間につき	50円	
バドミントン用具	シートを使用する場合	一式 1 時間につき	140円	
	上記以外の場合	一式 1 時間につき	30円	
卓球用具		一式 1 時間につき	30円	
ハンドボール用具		一式 1 時間につき	50円	
体操競技用具	平行棒	一式 1 時間につき	40円	
	ゆか	一式 1 時間につき	130円	
	平均台	一式 1 時間につき	50円	
	新体操	一式 1 時間につき	280円	
	上記以外の種目	一式 1 時間につき	30円	
	全種目	一式 1 時間につき	850円	
トランポリン用具		一式 1 時間につき	100円	
レスリング用具		一式 1 時間につき	210円	
つなひき用具		一式 1 時間につき	210円	

		ポータブルステージ	一式 1時間につき	650円	1,300円
			1台 1時間につき	10円	20円
		スタッキングチェア	1脚 1日につき	10円	20円
		フロアシート	1枚 1日につき	50円	100円
サブアリーナ		舞台音響設備	1時間につき	200円	400円
		放送設備	1時間につき	110円	230円
		バスケットボール用具	一式 1時間につき	140円	
		バレーボール用具	一式 1時間につき	50円	
		バドミントン用具	一式 1時間につき	30円	
		卓球用具	一式 1時間につき	30円	
		トランポリン用具	一式 1時間につき	100円	
		低式平均台用具	一式 1時間につき	30円	
		とび箱用具	一式 1時間につき	30円	
		柔道場 剣道場		放送設備	1時間につき
柔道用具	一式 1時間につき			30円	
空手用具	一式 1時間につき			160円	
屋内プール		放送設備	1時間につき	40円	80円
		会議室 P 1	1室 1時間につき		270円
		会議室 P 2	1室 1時間につき		60円
テニスコート		温水シャワー	1回につき		100円
		会議室	1室 1時間につき		640円
		放送設備	1時間につき	70円	
		夜間照明施設	テニスコート1面の照明1時間につき	740円	

			テニスコート1面の照明30分につき	370円	
屋外プール	会議室		1室 1時間につき		680円
サッカー場	温水シャワー		1回につき		100円
	放送設備		1時間につき	50円	
野球場	スコアボード		1時間につき	570円	
	放送設備		1時間につき	50円	
運動広場	運動用具		1競技一式 1時間につき	100円	
第2運動広場	夜間照明施設		全灯使用1時間につき	3,600円	
			全灯使用30分につき	1,800円	
			1/2灯使用1時間につき	1,800円	
			1/2灯使用30分につき	900円	
屋内多目的コート	会議室		1室 1時間につき		120円
	放送設備		1時間につき	50円	100円
	テニス用具		一式 1時間につき	50円	
	ミニサッカー用具		一式 1時間につき	100円	
	ゲートボール用具		一式 1時間につき	50円	
	ハンドボール用具		一式 1時間につき	50円	

(注) 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の料金の額に200円を加算した額とする。

b 障害者手帳を提示して個人で利用する場合

区 分		単 位	利用料金	
陸上競技場	雨天走路	1人 1時間につき	児童生徒等が使用する場合	20円
			上記以外の場合	40円
総合体育館	トレーニング室	1人 11時間につき	回数券による使用の場合	200円
			上記以外の場合	1人 1時間につき 20円

	上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	500円
		上記以外の場合	1人 1時間につき	50円

(ハ) 電気消費及び冷暖房加算額

区 分		単 位	加 算 額
アリーナ	電気	全灯使用	1時間につき 4,140円
		フロア及び観覧席全灯使用	1時間につき 3,540円
		フロア全灯使用	1時間につき 2,240円
		フロア1/2灯使用	1時間につき 1,120円
		フロア1/3灯使用	1時間につき 740円
		フロア1/4灯以下使用	1時間につき 560円
		舞台照明装置	1時間につき 1,820円
		持込機器電源	実費相当額
	暖房	全館	1時間につき 13,220円
		フロア及び観覧席	1時間につき 11,750円
		フロア	1時間につき 11,440円
	冷房	全館	1時間につき 12,170円
		フロア	1時間につき 11,220円
	サブアリーナ	電気	全灯使用
フロア全灯使用			1時間につき 720円
フロア1/2灯使用			1時間につき 360円
フロア1/3灯使用			1時間につき 240円
フロア1/4灯以下使用			1時間につき 180円
持込機器電源			実費相当額
暖房		フロア	1時間につき 1,840円



	冷房	フロア	1時間につき	1,800円
柔道場	電気	フロア	1時間につき	530円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	300円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	790円
剣道場	電気	フロア	1時間につき	480円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	260円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	750円
屋内多目的コート	電気	全灯使用	1時間につき	3,480円
		3/4灯使用	1時間につき	2,610円
		1/2灯使用	1時間につき	1,740円
		1/4灯使用	1時間につき	870円
	持込機器電源	実費相当額		

備考

- 1 いちねんパスの有効期限は、発行日から発行年度末日までとする。
- 2 この表において「入場料を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 3 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間が単位に満たないとき、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第321号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、中山公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

- (1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金	
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円	
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円	
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円	
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円	
	映画撮影	1日につき	14,690円	
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合		1広告物1平方メートル1日につき	1,770円
	野球場に常時広告物を表示する場合	外野フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	52,000円
		内野フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	41,500円

備考1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

施設	区 分			利 用 料 金				
				午前9時 前の時間	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後5時 以降の時 間
野球場	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料金を 領収しない 場合	児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当 たり 1,050円	3,250円	4,250円	8,600円	1時間当 たり 1,050円
			上記以外の 場合	1時間当 たり 2,100円	6,500円	8,500円	17,200円	1時間当 たり 2,100円
		入場料金を 領収する場 合	児童生徒等 のみが使用 する場合	1時間当 たり 2,100円	6,500円	8,500円	17,210円	1時間当 たり 2,100円
			上記以外の 場合	1時間当 たり 4,200円	13,000円	17,000円	34,420円	1時間当 たり 4,200円

	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合（職業野球に使用する場合を除く。）	入場料金を領収しない場合	平日の場合	1時間当たり 3,250円	7,240円	10,700円	19,210円	1時間当たり 4,820円
			土曜日等の場合	1時間当たり 3,990円	8,600円	12,690円	22,930円	1時間当たり 5,670円
		入場料金を領収する場合	平日の場合	1時間当たり 13,010円	28,960円	42,810円	76,800円	1時間当たり 19,310円
			土曜日等の場合	1時間当たり 15,940円	34,420円	50,790円	91,710円	1時間当たり 22,660円
	職業野球に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 19,410円	43,340円	64,110円	114,370円	1時間当たり 28,750円
		入場料金を領収する場合	平日の場合	1日当たり最高入場料金の300人に相当する額（その額が337,870円に満たない場合は、337,870円）				
土曜日等の場合	1日当たり最高入場料金の400人に相当する額（その額が445,940円に満たない場合は、445,940円）							
第2野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 430円	1,350円	1,770円	3,550円	1時間当たり 430円
		上記以外の場合		1時間当たり 860円	2,700円	3,540円	7,100円	1時間当たり 860円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合		1時間当たり 1,670円	3,620円	5,340円	9,580円	1時間当たり 2,380円
		土曜日等の場合		1時間当たり 1,950円	4,290円	6,380円	11,410円	1時間当たり 2,820円
運動広場	アマチュアスポーツに使用する場合	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 360円	1,080円	1,440円	2,880円	1時間当たり 360円
			上記以外の場合	1時間当たり 720円	2,160円	2,880円	5,760円	1時間当たり 720円
		半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 170円	510円	680円	1,360円	1時間当たり 170円
			上記以外の場合	1時間当たり 340円	1,020円	1,360円	2,720円	1時間当たり 340円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合		1時間当たり 1,070円	2,520円	3,700円	6,710円	1時間当たり 1,670円
		土曜日等の場合		1時間当たり 1,350円	3,090円	4,560円	8,250円	1時間当たり 2,090円

（注）野球場を職業野球に使用する場合（入場料金を領収しない場合に限る。）の利用料金については、この表により算出した額が1日につき146,900円を超える場合には、146,900円とする。

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区 分					利 用 料 金		
					アマチュアスポーツに使用する 場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する 場合	
野球場	室内練習場	1室を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間につき	440円	1,450円	
			上記以外の場合		720円		
		上記以外の場合	幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する 場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで、それぞれ1人1回につき	50円		
	高等学校の生徒又はこれに準ずる者が使用する 場合		70円				
	児童生徒等以外の者が使用する 場合		130円				
	合宿所	児童生徒等が使用する 場合		1人1泊につき	370円		
		上記以外の場合			490円		
	会議室				1室1時間につき	300円	590円
	浴室				1回	1,750円	2,180円
	温水シャワー				1回	1,470円	1,760円
食堂				1時間につき	300円	590円	
ちゅう 厨房				1賄いにつき	580円（1賄い日につき1,160円を超える場合は、1,160円）	1,150円（1賄い日につき2,320円を超える場合は、2,320円）	
スコアボード				1時間につき	700円	1,400円	
放送設備				1時間につき	440円	880円	
ピッチングマシン				1台1時間につき	440円		

	夜間照明施設	全灯使用 1時間につき	24,130円	155,290円
		2/3灯使用 1時間につき	15,940円	
		1/2灯使用 1時間につき	12,070円	
		1/3灯使用 1時間につき	7,970円	
第2野球場	スコアボード	1時間につき	220円	440円
	放送設備	1時間につき	220円	440円

(注) 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の利用料金の額に200円を加算した額とする。

ハ 電気消費及び暖房加算額

区 分			単 位	加算額	
電気	室内練習場	1室を単独で 使用する場合	全灯使用	1時間につき	3,500円
			1/2灯を超え3/4灯以下使用		2,620円
			1/2灯以下使用		1,750円
	上記以外の場合		1人1回につき	110円	
	会議室		1室1時間につき	190円	
ラジオ放送用、テレビジョン放送用電源装置			実費相当額		
暖房	合宿所		1人1泊につき	370円	
	会議室		1時間につき	190円	

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和6年3月31日まで

**山形県告示第322号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和元年9月27日から同年10月11日まで縦覧に供する。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 椿長井線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字黒沢字大畑3475番2から  
同 3477番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年9月27日

**山形県告示第323号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路
  - (2) 名称 3・4・29号榎沢山辺中山線、3・2・10号漆山船町線、3・2・401号山形中山寒河江線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 3・4・29号榎沢山辺中山線
    - イ 追加する部分 山形市追散、大字船町字中江、字漆房地内  
山辺町大字山辺字車ヶ渚、字矢口、字塚田内  
中山町大字達磨寺字西屋浦、大字向新田字向野地内
    - ロ 削除する部分 山形市上江、西崎、黄金、豊原、追散、立道、南志戸田、東志戸田、中江、大字鮭洗  
字高橋、字兼子、字谷地田、字仲田、北志戸田、大字吉野宿字高田浦、字杉の前、字大  
原、字柳下、大字船町字中江、字田越、字漆房地内  
山辺町大字山辺字車ヶ渚、字矢口、字塚田内  
中山町大字達磨寺字西屋浦、大字向新田字向野地内
  - (2) 3・2・10号漆山船町線
    - イ 追加する部分 山形市大字船町字中江、字田越地内
    - ロ 削除する部分 山形市大字船町字中江、字田越地内
  - (3) 3・2・401号山形中山寒河江線
    - イ 追加する部分 中山町大字達磨寺字西屋浦地内
    - ロ 削除する部分 中山町大字達磨寺字西屋浦、大字向新田字向野地内
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 令和元年9月27日から同年10月11日まで
  - (2) 場所 県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに山形市役所、山辺町役場及び中山町役場
- 4 その他  
この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

**山形県告示第324号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、洪水浸水想定区域を次のとおり指定した。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

置賜総合支庁建設部河川砂防課関係

洪水浸水想定区域の指定に係る河川の名称	指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに計画降雨により左欄の河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
最上川水系吉野川	次の図のとおり
最上川水系屋代川	〃

（「次の図」は、省略し、その関係図面を県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第325号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,770円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

有料公園施設の名称	区 分		利 用 料 金	
オートキャンプ場	入 場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）	1人1回当たり 210円	
		児童生徒等以外の者	1人1回当たり 420円	
	テントサイトの使用	宿泊を伴わない使用	1区画1回当たり 1,150円	
		宿泊を伴う使用	閑散期平日	1区画1泊当たり 1,630円
			上記以外の日	1区画1泊当たり 3,250円

テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合		1面1時間当たり	270円	
	上記以外の場合		1面1時間当たり	540円	
多目的広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	270円	
		上記以外の場合	1時間当たり	540円	
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	140円	
		上記以外の場合	1時間当たり	270円	
アーチェリー場	アーチェリーに使用する場合	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	800円
			上記以外の場合	1時間当たり	1,600円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1回当たり	210円
			上記以外の場合	1人1回当たり	420円
	アーチェリー以外の用途に使用する場合	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	270円
			上記以外の場合	1時間当たり	540円
上記以外の場合		児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり	30円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり	60円	

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区 分		単 位	利 用 料 金
オートキャンプ場	温水シャワー	1回につき	100円
	洗濯機	1回につき	100円
	衣類乾燥機	1回につき	100円
テニスコート	温水シャワー	1回につき	100円
	会議室	1時間につき	320円

ハ 電気等消費及び暖冷房使用に係る加算額



区 分		単 位	加 算 額
オートキャンプ場	電 気	テントサイト (宿泊を伴わない使用) 1区画 1回につき	500円
		テントサイト (宿泊を伴う使用) 1区画 1泊につき	1,150円

備考

- この表において「閑散期平日」とは、4月から6月まで及び9月から11月までの土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く日をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和3年3月31日まで

山形県告示第326号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定の番号 私有地総建第183号
- 指定の場所 東根市大字羽入字北原2785番1
- 道路の現況 幅員 5.00メートル～6.00メートル  
延長 67.58メートル
- 指定年月日 令和元年9月18日

山形県告示第327号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定の番号 私有地総建第184号
- 指定の場所 東根市大字羽入字角地2024番1の一部
- 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 69.71メートル
- 指定年月日 令和元年9月18日

山形県告示第328号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 指定の番号 私有地総建第185号
- 指定の場所 東根市神町西四丁目479-1
- 道路の現況 幅員 5.00メートル～8.20メートル  
延長 33.54メートル
- 指定年月日 令和元年9月18日

**山形県告示第329号**

次の開発行為は、完了した。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成31年4月24日 指令村総建第126号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町東一丁目98番15、98番16、98番21、101番12、101番13、101番15、101番22、101番23、101番24、101番106
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東根市神町北五丁目3番24号 有限会社ラディッツ

**山形県告示第330号**

次の開発行為は、完了した。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和元年6月4日 指令村総建第158号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西村山郡大江町大字本郷字下夕原丙393番1、丙394番1、丙395番、丙395番1、丙396番1、丙396番3、丙397番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
宮城県富谷市成田九丁目2番地3 株式会社ジョイフル

**企 業 局 関 係**

**告 示**

**山形県企業告示第1号**

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月27日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

1 利用料金

区 分		金 額	
コース使用料 (グリーンフィ)	平日	1人9ホールまで	1,140円
		1人18ホールまで	2,373円
		1人18ホールを超え9ホールまで	945円
	土曜日等	1人9ホールまで	2,210円
		1人18ホールまで	4,483円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,100円

乗用カート使用料 (カートフィ)	1人9ホールまで	1,365円
	1人18ホールまで	1,762円
	1人18ホールを超え9ホールまで	1,070円

備考

- 1 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
  - 2 次に掲げる者が利用する場合のコース使用料の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額以内とする。ただし、「1人18ホールを超え9ホールまで」の場合は除く。
    - (1) 年齢65歳以上の者
    - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
  - 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース使用料の額は、1人9ホールまで875円、1人18ホールまで1,700円とする。
- 2 適用期間  
令和元年10月1日から令和3年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
令和元年9月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人すぎのこハウス
  - (2) 代表者の氏名  
沼澤 恵一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市十日町1400番地4号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害を持つ利用者に対して障害福祉サービスを行うことにより、仲間と共に活動する喜びを見出し、個性を尊重しながらお互いに助け合い、日常生活の自立、集団生活に適応できる能力、作業能力を伸ばしていく。また、地域の人々や健常者との交流を積極的に図りながら障害者への理解を深め、共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 講習会の日時及び場所
  - (1) 日 時 令和元年11月7日（木）午前10時45分から午後4時30分まで  
令和元年11月8日（金）午前10時から午後4時20分まで

(2) 場 所 山形市あさひ町23番69号 一般社団法人山形県測量設計業協会 2階会議室

2 受講手続

受講申込書を令和元年10月16日（水）までに山形市松波二丁目8番1号山形県県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙を貼付して納付すること。

3 その他

詳細については、県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当 電話023(630)2660に問い合わせること。

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年9月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営鈴川第2ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	2	一般用	11,900	13,800	15,700	17,800	19,800	19,800	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 2号	同 18-51	同	44.4	3	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,200	19,200		
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,100	19,800	19,800		单身可
同 4号	同 17-22	同	44.4	2	同	12,100	14,000	16,000	18,100	19,800	19,800		
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,200	19,200		
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	2	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		单身可
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,600	16,900	19,300	21,700	24,900	26,400		
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900		
同 2号	同 21-26	同	59.3	2	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900		单身可
同 桜町アパー ト1号	同 桜町四丁 目12-16	同	58.4	2	同	18,600	21,500	24,600	27,800	31,700	36,600		
同 同	同 同	4DK	71.5	1	同	22,800	26,400	30,200	34,000	38,900	44,900		
同 2号	同 12-20	3DK	64.2	1	同	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900		单身可
同 宮町アパー ト1号	同 宮町二丁 目8-23	同	66.5	1	同	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	43,400		同
同 3号	同 8-28	同	62.6	1	同	21,100	24,400	27,900	31,500	36,000	41,500		

同 4号	同 8-32	同	62.6	1	同	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100
同 きたまちア パート1号	同 桜町三丁 目2-15	同	66.5	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100
同	同	2LDK	66.5	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100
同 あたごアパ ート	同 小白川町 五丁目27-15	3LDK	71.9	1	同	28,900	33,400	38,100	43,000	49,200	56,700
同 土屋倉アパ ート1号	同 山市美咲町二 丁目3	3DK	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700
同 2号	同	同	51.8	1	同	12,700	14,600	16,800	18,900	21,600	24,900
同 3号	同	同	53.7	1	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,700
同 鷲ヶ袋アパ ート1号	同 旭町二丁 目7-1	同	54.6	2	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900
同 長清水アパ ート1号	同 長清水一 丁目10-11	同	69.4	1	特定目的用 (高齢・身障用)	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700
同 8号	同 10-18	同	70.1	1	一般用	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800
同 9号	同 10-19	同	70.1	1	特定目的用 (高齢・身障用)	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800
同 交り江アパ ート2号	同 天童市交り江五 丁目10-2	同	62.8	3	一般用	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500
同 天童駅西ア パート1号	同 駅西二丁 目2-27	同	61.0	1	同	18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500
同	同	同	64.2	1	同	19,000	22,000	25,100	28,300	32,400	37,400
同 3号	同 2-31	同	61.0	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,100
同 近江アパー ト1号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	同	64.2	2	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600

単身可

同 2号	同	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	単身可
同 3号	同	同	64.6	1	同	19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300	
同 中原了パー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	2	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 2号	同	同	69.4	1	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	
同	同	同	69.4	1	同	23,100	26,600	30,500	34,400	39,300	45,300	単身可
同 長崎了パー ト	同 8035- 205	同	62.8	1	同	16,800	19,400	22,100	25,000	28,600	33,000	
同 南寒河江了 パート2号	同 寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	64.2	2	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同 谷地了パー ト1号	同 西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 楯岡了パー ト	同 村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同	同	同	54.6	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	単身可
同 東根中央了 パート1号	同 東根市中央四丁 目3-2	同	62.6	2	同	18,600	21,500	24,600	27,800	31,700	36,600	
同 2号	同	同	64.2	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 尾花沢了パ ート	同 尾花沢市新町一 丁目9-36	同	64.2	1	同	19,500	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400	
同	同	同	62.6	2	同	19,000	22,000	25,200	28,400	32,400	37,400	
同 大石田了パ ート	同 北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	2	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	
同	同	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	単身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年10月2日から同月8日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、令和元年10月8日までの消印のあるものに限り有効とする。



(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和元年12月1日

令和元年9月27日印刷 発行所 山形県庁  
令和元年9月27日発行 発行人 山形県